

市第 45 号議案

水防法第 15 条第 1 項第 3 号ハに規定する条例で定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例の一部改正について

1 趣旨

水防法の一部改正(平成 27 年 7 月 19 日施行)に伴い、「水防法第 15 条第 1 項第 3 号ハに規定する条例で定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例」の一部を改正します。

【参考】標記条例の制定趣旨

水防法では、浸水想定区域内の大規模な工場等で洪水時等の浸水防止を図る必要があるものについて、施設の名称及び所在地を市町村の防災計画に定めることとしています。

この工場等の用途及び規模は市町村の条例で定めることとされているため、条例を制定しています。

2 条例改正の概要

条例の制定根拠となっている水防法(昭和 24 年法律第 193 号)の条文が、第 15 条第 1 項第 3 号ハから同項第 4 号ハに変更されたため、当該条例のうち、同法を引用する部分について改正します。

水防法第 15 条第 1 項第 3 号ハに規定する条例で定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>【題名】 水防法第15条第1項第3号ハに規定する条例で定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例</p> <p>【本則】 水防法(昭和24年法律第193号。以下「法」という。)第15条第1項第3号ハに規定する条例で定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模は、次に掲げるものとする。 (第1号から第3号まで省略)</p>	<p>【題名】 水防法第15条第1項第4号ハに規定する条例で定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例</p> <p>【本則】 水防法(昭和24年法律第193号。以下「法」という。)第15条第1項第4号ハに規定する条例で定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模は、次に掲げるものとする。 (第1号から第3号まで省略)</p>

3 施行期日

公布の日から施行します。

【参考】

水防法第15条 新旧対照表(関連部分を抜粋)

改正前	改正後
<p>(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)</p> <p>第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、<u>前条第一項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、<u>第三号</u>ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。</u></p> <p>一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により国土交通大臣<u>若しくは都道府県知事が通知し若しくは周知する情報をいう。以下同じ。）</u>の伝達方法</p> <p>二 <u>避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u> (新設)</p>	<p>(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)</p> <p>第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、<u>第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、<u>第四号</u>ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。</u></p> <p>一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、<u>第十三条の二若しくは第十三条の三</u>の規定により国土交通大臣、<u>都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）</u>の伝達方法</p> <p>二 <u>避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p>三 <u>災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p>

三 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

（新設）

第2項及び第3項省略

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第2項及び第3項省略